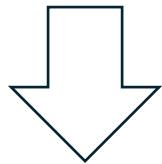


警報発令中の使用制限とは

林野火災の予防上

注意を要する気象状況



林野火災注意報発

努力義務

【 気象状況の悪化 】



林野火災警報発令

義務

条例第29条による火気使用制限

- (1)山林、原野等への火入れをしないこと。
- (2)煙火を消費しないこと。
- (3)火遊び又はたき火をしないこと。
- (4)危険物や可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5)山林、原野等で喫煙をしないこと。
- (6)残火、取灰又は火粉を始末すること。